

論点に対する回答

| | |
|-------|---|
| 省 庁 名 | 環境省 |
| 論 点 | <p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」の目標達成に向けた取組が求められている中、様々な削減技術の活用が模索されている。時代の流れを受け、代表的な技術とされるCCS（Carbon dioxide Capture and Storage）の普及促進が我が国でも検討されるべきところである。</p> <p><論点①></p> <p>海底下CCSの実施にあたっては、CO₂を貯留する行為・貯留を継続する行為双方ともに「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令」において、海中の汚染状況の監視が義務付けられている。貯留を継続する行為についても監視を継続することとなっているため、監視義務が無期限に課されることとなっている。これは、コストが未来永劫にかかることと同義であり、事業としての採算性の確保が難しく参入事業者にとって負担となる。また、環境省告示第83号「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件」において事業の実施期間は5年以内と定められており、更新時には初回と同様の申請をしなければならない。貯留は当然継続するものであるため、無期限に更新申請を続けなければならない、負担となっている。継続的事業については、永続的な監視義務及び5年置きに監視計画の提出義務を緩和すべきではないか。</p> <p>例えば、諸外国においても多くの大規模CCSプロジェクトが稼働しているだけでなく、CCSに関する法整備も進んでいるところであり、監視義務について、米国においては原則50年とされている監視期間を一定の条件下で緩和した実績もある（イリノイ、10年間に緩和）。このため日本においても、永続監視義務について真に必要なといえるのか、諸外国の例を参考にできないかについて検討すべきではないか。</p> <p>【参考】特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令 （特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請）</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第十八条の八第二項の申請書は、様式第一号によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書に法第十八条の八第二項第二号の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画（以下「海底下廃棄実施計画」という。）に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 特定二酸化炭素ガス（法第十八条の七第二号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。以下同じ。）の海底</p> |

下廃棄をしようとする期間（以下「海底下廃棄実施期間」という。）

二～七 略

3 第一項の申請書に法第十八条の八第二項第三号の汚染状況の監視に関する計画（以下「海底下廃棄監視計画」という。）に係る事項として記載すべきものは、次の各号に掲げる監視の区分ごとの監視の方法並びに実施時期及び頻度とする。

一 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を生じさせるおそれのある事象が発生した場合に、当該障害が生じているかどうか又は生ずるおそれが生じているかどうかを判断するために実施する監視（以下「懸念時監視」という。）

二 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に、その状態が継続している間、実施する監視（以下「異常時監視」という。）

三 前二号の場合以外の場合に実施する監視（以下「通常時監視」という。）

4 略

【参考】特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件

（1）海底下廃棄実施期間

海底下廃棄実施期間（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成19年環境省令第23号。以下「海底下廃棄許可省令」という。）第1条第2項第1号に規定する海底下廃棄実施期間をいう。以下同じ。）は、5年を超えない範囲内で、海底下廃棄許可省令第5条第5号の海域においてされた、又はされる予定の海底下廃棄の全体計画（以下「全体計画」という。）等を踏まえて設定し、記載するものとする。

<論点②>

海洋汚染防止法施行令第11条の5において、海底下CCSによって貯留するCO₂はアミン法による分離回収方法（化学吸収法）に限られていることに加え、CO₂濃度が99%以上でなければならないとされているところ。国際的にみてもこの点は、新技術の研究開発等を阻害する可能性がある過度な制限であり、また、よりコストの低い分離回収方法の研究開発も行われていることから、分離回収技術を特定することが真に必要といえるのか、その妥当性について検討するとともに、濃度の数値設定の見直しを行うべきではないか。

【参考】海洋汚染防止法

（油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止）

第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条、第十九条の三十五の四及び第五十五条第一項第八号において「油等」という。）の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄であつて、海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

二 二酸化炭素が大部分を占めるガスで政令で定める基準に適合するもの（以下「特定二酸化炭素ガス」とい

う。)の海底下廃棄であつて、次条第一項の許可を受けてするもの

【参考】海洋汚染防止法施行令

(海底下廃棄をすることのできるガスの基準)

第十一条の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。
- 二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上 (当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上) であること。
- 三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

<論点③>

海洋環境への影響に関する事前評価においては、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令第4条第2号～第6号にて、海中の廃棄物等の投棄と同様の監視体制構築が求められている。海洋の化学的性状の監視においては、自然変動等による漏出の誤った検知の可能性が否めないとの研究結果もあるとされる一方、規制を受ける側の負担が重い。必要以上の負担を課す規制となっていないか再検討すべきではないか。

また、関連して上記検査並びに海洋生物の実態調査及び底質調査について、実際に漏洩があった場合の影響評価には役立つものの、漏洩検知が可能かどうかについては学術的な議論が残る規制に対して、CCS事業の実態に即しながら、必要な規制は残すが、無用な規制は廃止するという姿勢に立ち、地域の特性も加味して最適な調査項目が選定されるべきではないか。

【参考】特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書類)

第四条 法第十八条の十二において読み替えて準用する法第十条の六第三項に規定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性
- 二 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される当該特定二酸化炭素ガスの海洋への漏出の位置及び範囲並びに漏出量並びにその予測の方法
- 三 海洋環境の構成要素に係る項目のうち、当該特定二酸化炭素ガスに係る前号の予測及び当該特定二酸化炭素ガスの特性並びに海底下廃棄をする海域の状況を勘案し、当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定

した場合に影響を受けるおそれがあるものとして、その影響等についての調査を行ったもの（以下この条において「潜在的海洋環境影響調査項目」という。）

四 潜在的海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

五 当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される潜在的海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

六 当該特定二酸化炭素ガスが海洋に漏出したと仮定した場合に予測される海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及びこれに基づく事前評価の結果

<論点④>

カーボンニュートラルに向けた手法の一つとして期待されるCCSについては、整備が一貫して進むよう新法も検討される予定であるという報道もなされているところだが、温室効果ガスの排出削減は喫緊の課題であり、スピード感をもって環境整備を進めていく必要がある。したがって、上記事項を含めた事業環境整備に係る事項については、法改正前の臨時措置からでも講じていくべきではないか。

【回 答】

- ① 地球温暖化対策の最重要対策の一つである特定二酸化炭素ガス対策に資すると考えられるCCS事業を推進するため、監視義務の期間及び監視計画を提出することとなる許可の有効期間については、監視義務を求めるロンドン条約、96年議定書の履行を踏まえつつ、諸外国の事例等を調査及び分析し、また、現在日本国内において実施されている事業の状況を踏まえて考えてまいりたい。
- ② 二酸化炭素の分離・回収に関する方法及び二酸化炭素濃度の基準値については、最新の科学的知見に基づき、エネルギー効率等を考慮した最も合理的に達成できる値に設定又は変更することについて条約等を踏まえつつ、令和3年度より関係省庁において連携して検討することを予定している。
- ③ 環境省においては令和3年度の許可に係る審査を行っており、当該許可申請においては過去5年間の事業の実績を踏まえ、監視計画の項目、頻度を緩和する方向で検討しているところ。今後も事業の実施状況や実績を踏まえ、関係自治体との関係を考慮しつつ見直してまいりたい。
- ④ 本制度は創設から14年が経過しており、その間の科学的知見の集積や

新たに開発された技術等もあるところ、こうした最新の技術等を踏まえた海底下廃棄の推進について令和3年度より関係省庁において連携して検討することを予定している。